

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

J A うつのみやは、「希望の持てる農業」・「地域のみなさまの快適なくらし」づくりに貢献していくことを理念として掲げています。

当 J A では、この理念のもと、金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づき、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直します。

注) 共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、J A 共済連）が、共同で事業運営しております。J A 共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、J A 共済連のホームページをご参照ください。

1. 組合員・利用者への最良・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供

(1) 金融商品

組合員・利用者の皆さまに提供する金融商品は、J A バンクが選びやすさを重視し、長期投資に適した商品を厳選した「セレクトファンド」をご提案いたします。セレクトファンドは特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、組合員・利用者の皆さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお当 J A は、金融商品の組成に携わっていません。

【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2、 3）】

(2) 共済仕組み・サービス

当組合は、組合員・利用者の皆さまの、病気、ケガ、火災、自然災害、交通事故、農作業等、人生や日常生活に伴う様々なリスクに対する備えとして、一人ひとりのライフプランとニーズに合わせた最適な共済仕組み・サービスを提供します。

なお、当組合は、投資性金融商品の組成および市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）の提供は実施していません。

【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2、 3）】

2. 組合員・利用者本位のご提案と情報提供

当組合は、以下のとおり組合員・利用者一人ひとりに寄り添った活動に取り組みます。

(1) 信用の事業活動

①当JAでは組合員・利用者の皆さまとの対話を通じ、資産を「つかう」「ためる」「ふやす」等に色分けし、組合員・利用者の皆さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、組合員・利用者の皆さまにふさわしい商品をご提案します。

【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

②組合員・利用者の皆さまの投資判断に資するよう「資産運用ガイダンス」「資産運用スタイル診断シート」「セレクトファンドマップ」等を活用し、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。なお、ご高齢な組合員・利用者の皆さまのお取引においては役席者も同行するなど、厳格な適合性判定を実施しています。

【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

③組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料についても組合員・利用者の皆さまの投資判断に資するように「セレクトファンドマップ」等を活用し、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

(2) 共済の事業活動

①組合員・利用者の皆さま一人ひとりのライフプランを確認し、リスク発生時の必要資金と各種公的保障を説明のうえ、公的保障を踏まえた最適な保障・サービスをご提案します。

【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

②保障の加入にあたっては、組合員・利用者の皆さまのご意向の確認を徹底し、保障内容を十分にご理解・ご納得いただけるよう、丁寧な重要事項説明(契約概要・注意喚起事項)を行います。

【原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

③特にご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、より分かりやすい説明に努め、疑問点の解消を図り、ご契約時のご家族等の同席をいただくことにより、安心してお手続きいただけるよう対応を行います。

【原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

④なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はありません。

【原則4】

3 組合員・利用者本位の各種手続きやアフターフォローの実施

当組合は、各種手続きの実施の際には組合員・利用者の皆さまに分かりやすいご説明を実践し、その後も安心していただけるよう定期的な訪問活動を行い、アフターフォローに努めます。

【原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

4 組合員・利用者の「声」を活かした業務改善

当組合は、組合員・利用者の皆さまからいただいた「声（お問い合わせ・ご相談、ご要望、苦情など）」を組合内で共有し、より良い対応ができるよう業務改善に取り組みます。

【原則7本文および(注)】

5. 利益相反の適切な管理

当組合は、組合員・利用者の皆さまの商品選定、保障提案にかかる情報提供にあたり、金融商品の販売・推奨や共済仕組みの提案・契約等において、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」等を定め、本方針等に基づき適切に管理します。

【原則3本文および(注)】

6. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

当組合は、組合員・利用者の皆さまの信頼を獲得し、満足していただける金融商品・共済仕組み・サービスを提供できるよう、職員の継続的・定期的な研修を実施するとともに、組合員・利用者の皆さまの多様な資産運用や保障ニーズに応え、的確な金融商品・保障・サービスを提供し、堅確な事務を行うため、資格取得の支援等に取り組みます。

(1) 信用事業

インストラクターによる日常的・継続的な指導、運用会社（N V I C等）・農林中金アカデミーと連携した研修・勉強会や資格取得など

【原則2本文および(注)、原則6(注5)、原則7本文および(注)】

(2) 共済事業

トレーナーおよびインストラクターによる日常的・継続的な指導、J A共済連と連携した研修・勉強会や資格取得など

【原則2本文および(注)、原則6(注5)、原則7本文および(注)】

(※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月15日改訂）との対応を示しています。

附 則

- 1 この方針は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 この方針は、令和4年4月26日から改正する。
- 3 この方針は、令和4年12月26日から改正する。
- 4 この方針は、令和6年3月1日から改正する。